

新型コロナウイルス関連情報（第83報）：VA州における規制緩和

当館ホームページに障害が発生し、現在、一部ページにアクセスできない状況となっております。復旧までの間ご不便をおかけしますが、何卒ご了承くださいませ幸いです。

=====

●ノーザム VA 州知事は、COVID-19 に係る一部規制の緩和を発表しました。

昨日（2月24日）、バージニア州のノーザム知事は、COVID-19 の入院率や陽性率が継続して低下傾向にあり、現在は過去3か月間で最も低い水準となっていること等を受け、外出禁止令の失効を含む一部規制の緩和を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

1 外出禁止令の失効

昨年12月14日に発効した外出禁止令（Stay at Home Order）は、2月28日（日）をもって失効。

（失効する外出禁止令の概要）

午前0時から午前5時までは、飲食料や日用品の調達、医療処置、運動、住居・礼拝施設・職場間移動、教育機関への移動等の目的を除き、住居にとどまらなければならない。

2 規制の緩和（3月1日（月）発効）

（1）集会

・屋内では10人、屋外では25人を超える、対面での公的・私的な「集会」（パーティ、お祝い、その他の社交的イベント）は禁止（※これまでは屋内屋外問わず10人が上限）。

・ただし、この基準を超える集まりであっても、それが雇用の機能を果たす場合、教育施設における集まりである場合には、この「集会」に含まない。また、公園や小売店といった場所には適用されず、同居する家族の集まりにも適用されない。

（2）娯楽施設

・屋内では収容人数の30%以下又は250人以下、屋外では収容人数の30%以下又は1000人以下のどちらか低い方が上限（※これまでは、屋内屋外問わず収容人数の30%以下又は250人以下）。

（3）酒類の時間制限

・全ての飲食施設は、午前0時以降に、酒類を販売・消費・所持してはならない（※これまでは午後10時以降）。ただし、午前0時以降でも、デリバリーやテイクアウトであれば販売可。

・全ての飲食施設は、午前0時から午前5時までの間は閉店しなければならない。ただし、この間もデリバリーやテイクアウトは可。

（4）サマーキャンプ

・宿泊を伴うサマーキャンプは、厳格な感染予防対策を前提に、5月1日に再開。

◎プレスリリース

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2021/february/headline-892984-en.html>

→現行規制と3月1日以降の規制の比較ができる一覧表があります。

◎州知事令

<https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-THIRD-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-%28COVID-19%29.pdf>

(注) できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700 (代表)

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html